

サービスのご案内

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1:24時間365日

 **0120-708-110**

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャル
ワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の
一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間：
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

- ・法律相談：10:00～18:00
- ・税務相談：14:00～16:00
- ・社会保険に関する相談：1 0:00～18:00
- ・暮らしの情報提供：10:00～16:00

 **0120-285-110**

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談
を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる
場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく
電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らし
に役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。))のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

ご契約内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、同封の
「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介しますものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。取扱代理店は保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては保険会社と直接締結されたものとなります。

お問い合わせ先・ 事故時の連絡先

南山大学附属小学校学校総合保障制度相談デスク

 **0120-873-588** 受付(土日祝日をのぞく 9:00～17:00まで) IP電話からは0564-73-0742をご利用ください。

取扱幹事代理店 株式会社大岩保険事務所(幸田営業所)
〒444-0116 愛知県額田郡幸田町声谷仲田8-1
共同取扱代理店 株式会社エヌ・イー・エス
〒466-0835 名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル

●引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 担当室 愛知公務金融部

〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル  **0120-188-000**(受付時間 月～金<平日>9:00～17:00)

新入生保護者の皆様へ

南山大学附属小学校

学校総合保障制度の ご案内2022

(団体総合生活保険)

団体割引 10%が適用されています

- 自転車事故による賠償事故に対応します。(示談代行サービス付)
- 新型コロナウイルス感染症に対応します。(後遺障害・入院・通院)



学校法人 南山学園

お申込締切日

2022年3月31日(木)

南山大学附属小学校の学校総合保障制度は、ご卒業までを安心してお過ごしいただけるように広範囲にわたって学校生活をガードします。

この学校総合保障制度は、学校法人南山学園を契約者とし、南山大学附属小学校の児童を被保険者とする「団体総合生活保険」の団体契約です。したがいまして、保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は原則として学校法人南山学園が有します。
「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入できる方は、南山大学附属小学校に在籍する児童(入学手続きを終えた方を含みます。)*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

1. 学校生活に安心の補償

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、このパンフレット別紙「補償の概要等」をご覧ください。

その
1

個人賠償責任(国内外補償)

示談交渉サービス

お子様が日本国内外を問わず、日常生活上の偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したりしたため、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします(免責金額(自己負担額)なし)。また、国内で他人から借りた物や預かり品(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。情報機器内のデータのみを損壊した場合のデータ再作成費用等(500万円限度)も補償します。

※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*1 携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

賠償事故の例

- ・自転車で通学中に誤って他人と衝突し、ケガをさせた。
- ・買い物中に商品を落として、壊してしまった。
- ・友人に借りたカメラを落として壊してしまった。
- ・学校のパソコンを操作中に壊してしまい、保存されていたデータを壊してしまった。



自転車を運転中、誤って他人と衝突、ケガをさせた。

自転車事故の賠償額が高額化しています!
例:賠償額9,266万円!!

高校生が車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所(2008)年6月5日判決)

その
2

生徒本人のケガの補償(国内外補償)

お子様が急激かつ偶然な外来の事故で

- ①亡くなられたとき②後遺障害が生じたとき
 - ③入院されたとき④通院されたとき⑤手術されたとき
- に所定の保険金をお支払いします。

- ③事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
- ④事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。
- ⑤事故の日から180日以内に受けた手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※2021年11月現在、新型コロナウイルス感染症(*1)は感染症法(*2)第6条第7項第3号に規定されていますので、補償対象となります。
(*1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りです。)であるものに限りです。(*2)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律をいいます。

※特定感染症・
新型コロナウイルス
感染症も補償

熱中症も細菌性
食中毒も補償

入院も通院も
1日目から補償

通学中に交通事故
にあい、骨折した。



その
3

扶養者に万一のことがあった場合の補償(天災危険担保特約付帯・国内外補償)

①育英費用

扶養者が、急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)により死亡されたり、重度後遺障害が生じた場合、保険金額全額を一度にお支払いします。**なお、扶養者が「地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ」が原因で死亡されたり、重度後遺障害が生じた場合も対象となります。**

②学資費用保険金

扶養者が、急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)により死亡または重度後遺障害が生じた場合、児童が**大学卒業予定年次までに負担する学資費用**(授業料・施設費等の毎年の学校納付金)をお支払対象期間中の支払年度毎に学資費用保険金額を限度として**実費をお支払いします。****なお、扶養者が「地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ」が原因で死亡されたり、重度後遺障害が生じた場合も対象となります。**

例:新1年生の児童の扶養者が事故で死亡した場合
60万円(支払年度ごとの限度額)×16年=最大960万円

③進学費用保険金

扶養者が、急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)により死亡または重度後遺障害が生じた場合、児童が大学卒業予定年次までに進学する学校の入学金などの進学費用(入学金・納付が義務付けられている寄付金などで学資費用以外の費用)を負担した場合にお支払対象期間を通じて進学費用保険金額を限度に実費をお支払いします。**なお、扶養者が「地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ」が原因で死亡されたり、重度後遺障害が生じた場合も対象となります。「疾病による死亡の場合に補償」(B・Dタイプ)をお選びいただいた場合の②、③に関しては、急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)に加えて保険期間中に扶養者が病気を発病しかつ亡くなられた際も補償の対象となります。**

※新規ご加入時の支払責任の開始時より前に被った身体障害については保険金お支払いの対象となりません。(ただし、新規ご加入時の支払責任の開始する日からその日を含めて2年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。)



2. 補償金額(保険金額)と保険料

団体割引 10%が適用されています

保険期間			6年間			
その 1	個人賠償責任 (免責金額(自己負担額):0円)		国内 無制限 海外 1億円 (記録情報限度額500万円)		国内 1億円 海外 1億円 (記録情報限度額500万円)	
	その 2 生徒ご本人 の補償	死亡・後遺障害	140万円		140万円	
傷害 (注1)		入院保険金日額(注2) (180日限度)	2,000円		_____	
		通院保険金日額 (90日限度)	1,000円		_____	
その 3	育英費用		一時金200万円		一時金100万円	
扶養者の万 の際の補償	学資費用	傷害による死亡または 重度後遺障害の場合に補償	60万円 (支払年度ごとの限度額)	60万円 (支払年度ごとの限度額)	60万円 (支払年度ごとの限度額)	60万円 (支払年度ごとの限度額)
		疾病による 死亡の場合に補償	_____	60万円 (支払年度ごとの限度額)	_____	60万円 (支払年度ごとの限度額)
	進学費用	傷害による死亡または 重度後遺障害の場合に補償	100万円	100万円	100万円	100万円
		疾病による 死亡の場合に補償	_____	100万円	_____	100万円
	ご加入タイプ			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
6年間分 (一括払)		一時払保険料	81,420円	135,340円	51,220円	104,840円
1日あたり			(約37円)	(約62円)	(約23円)	(約48円)

〈注意:1〉上記保険料は、職種級別Aの方を対象としたものです。お子様(被保険者—保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(「自動車運転者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「採鉱・採石作業」、「木・竹・草・つる製品製造作業」)のいずれかに従事される場合は、職種級別がBとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡頂きますようお願いいたします。)

〈注意:2〉手術保険金のお支払額は、入院中以外は入院保険金日額の5倍、入院中は10倍となります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

〈注意:3〉学資費用は支払年度ごとの補償金額(保険金額)となっております。学資費用のお支払い対象期間は、扶養者が扶養不能状態になった日の翌日から2038年4月1日までです。

5月以降にご加入を希望される方は、裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。(上表の保険料は4月加入の場合であり、5月以降に加入される場合には保険料が異なります。)

3. 補償期間(保険期間)

2022年4月1日0時から2028年4月1日16時まで

※学業費用のお支払い対象期間は、扶養者が扶養不能状態になった日の翌日から2038年4月1日(大学卒業予定年次)まで

4. お申込み締切日

2022年3月31日(木)

※2022年4月1日以降にお振込みの方は
振込日翌日からの補償開始となります。

5. ご加入方法と加入者証の発行

1 上表よりご希望の補償内容をお選びください。
※保険期間は選べません。
卒業までの一括払いとなります。

A B C D

2 保険料をご確認のうえ、記入例に従い、同封の「払込取扱票」に必要事項をご記入ください。

払込取扱票

3 ゆうちょ銀行または郵便局から保険料をお振り込みください。
(振込手続きをもってお申込みは完了します。なお、振込手数料は払込人負担となります。)

加入手続き完了

4 加入者証を保険期間開始日の2ヵ月後を目処にお送りします。
(加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。)

保険会社 加入者証 自宅※

*送付先は扶養者住所です。